

正当防衛（総論）

©甲斐翔真

第1 はじめに

（正当防衛）

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

体系上の位置付け

- 客観的構成要件要素 ①実行行為 ②結果 ③因果関係
- 主観的構成要件要素（構成要件の故意） ①②③を認識・認容している心理状態
上記1、2を充足すると、違法性阻却事由や責任阻却事由がない限り故意犯成立
- 違法性阻却事由
35条：法令行為、正当業務行為
36条1項：正当防衛←今回はコレ！！！！！！
37条1項：緊急避難
被害者の承諾や自救行為
- 責任阻却事由 ①責任能力 ②責任故意 ③期待可能性
- 処罰阻却事由・その他 犯罪成立を前提に、処罰が阻却されるかも。例として親族相盗例
244条など。

第2 正当化根拠

- 自己保全の利益
急迫不正の攻撃に対抗する反撃行為を行い、自己保全を図るのは本能→違法性阻却
- 法確証の利益
正は不正に譲歩しない観点から→違法性阻却
- 被害者利益の優位性
不正な侵害に対して被害者の正当な利益が優越してその利益が確保→違法性阻却

第3 成立要件

- （1）「急迫・・・の侵害」
- （2）「不正・・・の侵害」
- （3）「・・・に対して」
- （4）「自己又は他人の権利を防衛するため」
- （5）「やむを得ずにした行為」